

商品概要説明書

マイホーム優遇フリーローン(ジャックス保証型)

(令和7年6月2日現在)

商品名	マイホーム優遇フリーローン
ご利用 いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満20歳以上、65歳以下で完済時70歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○住宅を所有している方および同居する1親等以内の親族の方。 ○過去に不渡り、延滞等の事故がない方。 ○当J Aが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証が受けられる方。 ○当J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○お使いみちは自由です。 （事業性資金は除きます）
借入金額	○10万円以上500万円以下（1万円単位） 但し、パート・アルバイトの方は30万円以内とします。
借入期間	○6か月以上10年以内とします。（1ヶ月単位）
借入利率	【固定金利型】 ○お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
連帯保証人	○当J Aが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 但し、株式会社ジャックスが必要と判断した場合は連帯保証人が必要です。
手数料	○お借入れの際に事務取扱手数料として1,100円（消費税込）を申し受けます。

苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店金融共済部(電話：0478－70－7715)にお申出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJ Aバンク相談所にお申出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03－3581－0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03－3595－8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03－3581－2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。

J Aかとり